

## 中井町空き家バンク制度の流れ

中井町では、町内の空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、空き家バンクを設置しています。町内に空き家をお持ちの方は、ぜひ「中井町空き家バンク」をご活用ください。

### ① 空き家物件の登録申込

空き家の売却・賃貸を希望される方は、中井町空き家バンク設置要綱をご確認の上、次の書類を町企画課へご提出ください。（郵送可）

(1) 登録申込書（様式第1号）

(2) 登録カード（様式第2号）

※ 登録カード裏面に間取り図を記入してください。

※ 記入する際にご不明な点がある場合は、町企画課までお問い合わせください。

※ 町では公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部（以下「宅建協会」という。）と協定を締結しています。契約等の仲介を宅建協会に依頼することもできます。

宅建協会に仲介を依頼したい場合は、町企画課までご連絡ください。

### ② 物件の現地確認

登録にあたって町職員が物件の現地確認を行いますので、立合いをお願いします。仲介を依頼した場合は、宅建協会担当者も同行します。

### ③ 物件の登録

物件が利活用されるのに適切だと判断されると、正式に登録されます。町のホームページ等で物件の情報を発信し、利用者希望者の募集を行います。

### ④ 空き家物件の見学・交渉の申込み

利用希望者から見学・交渉の申込みがあった場合は、町から所有者または仲介を依頼している場合は宅建協会担当者へ連絡します。

### ⑤ 交渉・契約

所有者と利用希望者の当事者間で行ってください。仲介を宅建協会に依頼している場合は、宅建協会担当者と利用希望者の間で行います。

【注意事項】

- 1 町は、必要に応じて所有者と利用希望者の連絡調整を行いますが、売買・賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は一切行いません。
- 2 仲介を宅建協会に依頼し、契約が成立した場合は、仲介手数料が発生します。
- 3 登録情報に変更が生じた場合は、必ず町企画課までお知らせください。
- 4 町ホームページに掲載している以上の情報を利用希望者から求められた場合は、個人情報保護のため、所有者（または仲介を依頼している場合は宅建協会担当者）に確認させていただく場合があります。

ご不明な点は、お問い合わせください。

問い合わせ

中井町企画課政策班

☎0465-81-1112